

綱吉政権による異国船対応策と幕藩関係：長崎奉行 と大名家のすり合わせ

松尾, 晋一
長崎県立大学

<https://doi.org/10.15017/7325056>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 67, pp.81-106, 2024-03-29. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



綱吉政権による異国船対応策と幕藩関係

——長崎奉行と大名家のすり合わせ

松 尾 晋 一

はじめに

綱吉政権は、台湾鄭氏の清への降伏を経て「唐一統」が実現したと捉え、その日本への影響に警戒感を持った。幕府の対処のあり方は、家光政権以降の政策を踏襲したが、大名家の存在無くして機能するはずもなく、大名家へ指示を出した。当時の対外政策における幕藩関係の実態についてはかつて拙稿で取り上げたが、大名家の分析対象が「長崎御番」を担った大名家に限ったこと、そして長崎奉行と江戸との関係を考慮に入れなかったことなどの課題を残した。

本稿ではこの課題を解決するために、改めて幕府が異国船への警戒を大名家に伝達するプロセスを確認し、つぎに対馬宗家の対応を事例に長崎の政治空間としての機能を検討する。そして、異国船問題対応の実態について琉球と紀州に漂着した異国船の問題を取り上げて明らかにし、当該期の対外政策実現の構造的課題を指摘したい。

第1章 綱吉政権の対外政策

(1) キリスト教伝播への警戒

鄭氏が清に降伏した後、幕府は長崎への唐船来航の増加を懸念した。これは日本から大陸への銀の大量流出を招くため、幕府は貿易量を制限して対処した。いわゆる定高制である。しかしこの他にも綱吉政権が懸念したことがあった。それはキリスト教の問題だった。

【史料一】

同年八月九日於 御城白書院次之桜之間大久保加賀守殿・阿部豊後守殿・戸田山城守殿御床之脇ニ御列座、此方被召出仰渡候次第、

(中略)

一加賀守殿被仰聞候ハ、只今ハ唐一統之事ニ候故、切死丹宗旨も取あつかひ、ひろめ申候様ニ其間へ有之候、朝鮮之義は北京と一ツ之義ニ候、自然朝鮮国ニもひろめ候而、朝鮮筋より日本へ差渡申義も可有之と、無心元被 思召上候、弥念人可被申付候、委細奉畏候、朝鮮今切死丹不指渡様ニ随分入念可申付候と御返答申上、則退出仕ル

貞享三年（一六八六）年八月九日、江戸城にて老中大久保忠朝・阿部正武・戸田忠昌列座のもと、大久保忠朝と宗義真との間で日朝関係についてやり取りされた。【史料一】²⁾は、その時の様子を記している。忠朝は清に対する鄭氏の降伏により「唐一統」が実現したと理解した上で、キリスト教の信仰も許され、その信仰が広まっているとの様子が耳に入っている。朝鮮と清は「一ツ之義」であって、キリスト教を朝鮮に広めて、朝鮮から日本へも伝えてくるのではないかと将軍が心許なく思われている。そのため、いよいよ念を入れて警戒するようにと命じた。これ

に義真は、朝鮮に対してキリシタンを渡さぬよう念入りに申し付けます、と返答した。幕府は朝鮮經由でキリシト教が伝来することを警戒し、キリシタンの潜入を恐れていた。これはキリシト教を警戒すべき対象との認識が未だこの時期まで払拭されておらず、そして、幕府の緊張度が急激に高まっていた証と言えよう。それだけ幕府は現況を深刻に捉えていたのである。家光政権下でも朝鮮へ同様に働き掛けたが、^③その時以来である。^④

宗家は幕府からの申付をふまえて、同年十一月に朝鮮へつぎのものを送っている。

【史料二】

貴国可為御平安と珍重存候、本邦も同前之事候、然者耶蘇宗門之儀従以前御制禁被成候付而、貴国江も度々申渡候、今度又々嚴禁之旨蒙仰候、若不審成船令流着候者、如例召捕倭館江可被相送候、委曲平成辰直ニ演説候。貴国本邦者隣好之道を以申通事二候へハ、邪宗之儀者互に防不申候而不叶事存候、弥貴国ニも急度被仰付御允存候、此段為可申伸候、如此御座候、仍而輕少

(貞享三年)
寅十一月日 裁判唐坊忠左衛門持渡

禮曹

東萊

釜山

内容は、以下の通りである。日本でキリシト教が以前から禁止されていることは朝鮮へも度々伝えていた。このたび、このことについて改めて幕府は命じた。もし不審船が朝鮮に漂流した場合は、これまでのようにそれを召し捕らえて倭館へ引き渡すこと。朝鮮と日本とが「隣好之道」をもつ関係にあるならば、キリシト教を互いに防がなければ排除することが叶わないと考えるので、朝鮮でも警戒するように命じるのは尤もなことだと思つ、と伝えた。【史料一】だけでは、幕府が宗家に朝鮮への要請を行うよう命じたのか確定は難しいものの、朝鮮側にはこうした

背景で宗家から伝えられた。朝鮮側してみると、この時幕府のキリスト教への警戒が継続していたこと、そして幕府の緊張度が急激に高まっていたことを知る機会となった。

(2) キリスト教への警戒と異国船対応の確認

こうして宗家は、朝鮮ルートからのキリスト教伝播を阻止したいとの幕府の意向に同調することを朝鮮へ求めたが、この間幕府はキリシタンへの警戒を油断なくすること、長崎は幕府にとって大切な場所であり、万一変わった異国船を発見した場合には長崎奉行へ対応を相談するように大名へ伝えた。つぎの【史料三】⁽⁵⁾は、これを長崎奉行へ伝えたことが確認できるものである。⁽⁶⁾

【史料三】

覚

切支丹宗門者累年御僉儀有之候得共、近年邪宗門出候沙汰無之候、若不僉儀ニも候ハ、兼々無油断吟味可仕候、且又長崎表之儀大切之場所ニ候間、萬一替たる異国船など参候ハ、早速長崎奉行へ可相談候、右両條之儀、常々心掛專要ニ右之通思召候之間、猶以可被人念候、不及申候得共、事かましく無之様可被心得候、以上、

八月廿一日

右之通別紙書立之面々江相達候、為心得如此候、以上、

九月十日

戸山城守(忠昌)

阿豊後守(正武)

大加賀守(天久保忠朝)

川口源左衛門殿(宗頼)

宮城監物殿(和充)

松平大隅守(島津光久)・松平右衛門佐(黒田光之)・松平丹後守(鍋島光茂)・有馬中務大輔(頼元)・小笠原遠江守(忠雄)・松平主殿頭(忠房)・松浦肥前守(頼信)・五嶋佐渡守(盛平)・松平対馬守(近藤)・松平市正(英親)・中川佐渡守(久頼)・稲葉右京亮(景通)・有馬佐衛門佐(清純)・島津式部少輔(久壽)・秋月佐渡守(前守)・久留嶋信濃守(通清)・木下右衛門大夫(後長)・黒田甲斐守(長重)

右之面々江老中・牧野備後守連判之奉書遣之(成貞)

細川越中守(綱利)・立花飛騨守(鑑虎)・大村因幡守(純長)・相良遠江守(頼高)・伊東出雲守(祐実)・小笠原修理大夫(長胤)・宗対馬守(義真)・毛利駿河守(豊後佐伯・高久)

右之面々覚書相渡、

(紙幅の都合上、大名は改行せずに詰めて記載した。)

松平大隅守以下は藩主が在国中だった。そのため八月廿五日老中大久保忠朝の屋敷に「九州筋在国の留守居」が集められてこの「覚」が渡された。⁽⁷⁾ なお、島津家が受取ったものの差出を確認すると、側用人牧野成貞が加えられている。⁽⁸⁾ 細川越中守以下は藩主が在府であったことから江戸で「覚書」が渡された。大村家の場合、八月廿七日に藩主純長が大久保忠朝から受け取って、老中から大名毎に伝達していたと考えられる。⁽⁹⁾

領国での異国船への対応を、今回のように同内容で大名家へ一斉に伝達した例には、正保二年(一六四五)二月十二日付がある。この時は西国(中国・四国地方を含む)大名家が対象であった。⁽¹⁰⁾ この奉書発給の確認を慶安元年(一六四八)西国大名家にしており、幕府の基本方針が正保二年二月十二日の奉書であったことがわかる。これと比較すると今回は、九州に所領を持つ大名に限定され、対象地域が縮小した点が異なる。実はこの間に長崎では、幕府が大澤左兵衛を長崎奉行に命じ、当暮か来春から在長崎の奉行を二人体制にすることを開役の者たちを集め伝えた。⁽¹²⁾ そして、この直後長崎に【史料三】の内容の奉書が長崎奉行宮城監物の所に届いた。⁽¹³⁾ 幕府が奉行の人員を増やした意味は、長崎奉行の役料を四〇〇〇俵として、そのうち二〇〇〇俵を与力・同心の役米としたことと併せて考

えてみると、¹⁴支配拠点として長崎の強化を図ったのは明らかであろう。これは、家光政権期とは異なる綱吉政権独自の対応である。また【史料三】を発給する前に在長崎の奉行は幕府の方針を伝えられており、実際の江戸と長崎、そして長崎と九州の大名家の情報共有化は早かったことになる。【史料三】はこれまでも知られていたものの発給の背景は知られておらず、【史料一】から【史料三】の指示に繋がったことは日付からも明らかである。以上から幕府の主眼は、朝鮮・対馬ルートへの警戒であったものの、広域で網を張り、その束ね役が長崎奉行であることを改めて最後に確認するプロセスを踏んだと理解できよう。

第二章 現場レベルでのすり合わせと長崎奉行所

(1) 宗家が託した長崎代官の役割

在府中の宗義真は、清から朝鮮経由でキリスト教が伝播することを警戒した幕府の指示に従い、朝鮮へ幕府の意向を伝えた。これと同時に、長崎奉行への接触を試みる。長崎は幕府にとって重要なところで万一変わった異国船が来航した場合には早速長崎奉行に相談するようにと、九州に所領を持つ大名家に幕府は命じたわけで、宗家にとつては長崎奉行との関係構築を図る必要があったからであろう。

幕府の方針が対馬に届くと、新たに長崎へ派遣される津江左太郎が今回幕府に命じられた内容の現地確認を託された。¹⁵津江左太郎は長崎へ派遣される前の十月廿八日付で家老から「覚」四通を受け取っている。

このうち一通は、今回の幕府の意向に関係なく「長崎御代官」¹⁷としての心得が書かれていて、¹⁸法の厳守と公私の区別を厳格に守ることを求めたものだった。もう一通は津江の職務に対する心構えを示したもので、現地の仕来り、もしくは勘定方の指示などで宜しくないことがあれば何度でも国元へ申し出ること。そして責められるようなこと

をして外から国元の耳に入り詮議した結果改める必要があれば、それは越度である。従ってどんなことでも「御為」のことだと思われれば遠慮なく申し出るように、そしてこれは藩主義真の考えだと伝えた。この二通の「覚」は、津江のみに出されたものではなく、対馬から長崎へ派遣される家臣に常に示されたものだと思う。

もう一通の「覚」は六条からなっていて、長崎での細かい職務内容の指示がまとめられている。今回の幕府の指示に関する内容が三条目で、「一長崎表之儀大切之場所候間、万一替たる異船杯参候ハ、早速長崎御政所江被仰談候様ニと今度於江府従 公儀御書付を以被仰出候、若左様之儀茂有之候者、急度以飛船可被申越事、」とある。すなわち、万一異国船が来航した場合、国元へは飛船を用いて知らせるようにとの指示がみえる。一条目には、職務記録である「日帳」をつけることと、交代時に後役にそれを引き継ぐことを確認している。そして二条目は長崎から対馬への渡航許可の件で、「出家・山伏・本道・外科・針立、其外牢人・藝等有之者」の入国を宗家が警戒していたことがわかる。聞役にとって入国者管理が日常業務のなかで重要視されていたと言えよう。宗家にとって、今回の幕府の指示はこれに次ぐものと理解されていたことになる。なお、これに続く四条目の内容は、長崎奉行所からの指図については後日何か生じた時の証拠となるから手紙を国元に送ることが命じられており、つぎの五条目では、職務柄公儀のことで、とくに御内證についてせがむようなことはしないようにと念を押している。そして六条目で、朝鮮漂流民への対応が委しく指示されている。以上をふまえると、聞役としての通常任務に、新たな幕府から命じられた事柄が追加されたといった建付けだったことが理解できよう。なお先行研究では、対馬藩の聞役設置の本来の目的は朝鮮外交上の漂流民送還と唐物入手とされてきた。¹⁹「御代官」（本稿では、聞役）と勘定方で役割分担がなされていた可能性も考えられるが、ここでは後者にふれられてはいないことを指摘しておく。

話を戻すと、宗家は、今回幕府から命じられた事柄にどう対処すべきか、現場レベルでの対応を理解しておらず、この課題を解決するために長崎奉行へ確認する動きを藩主自ら指示した。義真が領内の異国船対応を重要な任務と

認識し、長崎から離れた地理的制約を考慮して初動のすり合わせが必要だと判断したのである。これが津江に託されたわけで、残るつぎの【史料四】で詳細が掴める。

【史料四】

覚

- 一 長崎表之儀大切之場所候間、万一替たる異国船杯参候ハ、早速長崎奉行へ可相談之旨於江戸御書付御渡被下候、若左様之節者働之儀如何可仕哉之事、
 - 一 自然対州之内江替たる異国船杯参着碇をもおろし候ハ、如何様ニ申付候而可然哉之事、
 - 一 万一右之船参候ハ、番船警固等堅申付長崎江可送遣候得共、人質を取、別船ニ乗置不申候而者海上ニ而長崎江乗不参、何方成共乗出候時可仕様茂無御座候、乍去邪法之者ニ候へハ人質を取日本船ニ此方之者同前ニ乗合候儀遠慮仕候、如何可仕哉之事、
 - 一 若人質を取候様ニと之御事ニ候ハ、其段申掛候而、人質不相渡候者如何可仕哉之事、
 - 一 飯米・水・木・肴・野菜等望候ハ、如何可仕哉之事、
 - 一 右之通委奉窺早々江戸表江可申越候、宜御差図奉給旨对馬守申付候、
 - 一 替たる異国船長崎江参候時、使者柄并上下人数之事、
 - 一 使者乗船之様子之事、
 - 一 両使者可被遣哉之事、
 - 一 一番船之様子之事、
- 右者於長崎諸方承合可被申候、難相知様子ニ候ハ、右之ケ条貴殿心得申候様ニ被相窺候而茂可然候、尤右之書付之外御心得ニ可罷成儀被承立候ハ、具可被申上候、以上、

寅年十月廿八日

多田與左衛門

樋口左衛門

杉村伊織

津江左太郎殿

一条目から五条目までは宗義真が長崎奉行への問い合わせを求めた事項で、その後の三条が長崎で他大名家に問い合わせる事項であった。

まず一条目では、万一異国船が来航した場合、どう対応すべきか。つぎに、対馬島内で異国船が碇を下ろした場合、どんなことを命じるべきなのか、問うている。そして三条目は意味がとれないところもあるが、万一異国船が来た場合は番船をつけて警護などを命じ長崎へ移送するけれども、人質を取って別船に乗せられなかったならば、海上で長崎へ乗せていけず、事態がどうなったとしても船を出そうとしたとき、どうすることもできない。しかしながら、邪法の者（キリシタン）であるから人質として日本船に日本人同前に乗り合うことを遠慮する。こうした場合、どう対処すべきかを伺っている。つづく四条目では、もし人質を取るようにといったご指示であれば、そのことを伝えても人質を渡すことがなければどう対処すべきかと、さらなる事態での対処法を確認している。日本近海に漂流した唐船や朝鮮船から人質をとることを通常行っている宗家であっても、異国船から人質を取ることには困難であろうと考えていたのであろう。そして五条目は、飯米・水・肴・野菜等を異国船が望んだ場合の対応についてであった。

この後の六条目からは長崎に異国船が来航した際における関係諸大名家の対応確認である。前年の貞享二年六月に南蛮船が日本人漂流民を乗せて長崎に来航し、その際対馬から使者を送った経験を持ち、他大名家の動きの把握にも努めたが、幕府が新たな指示を出したことにより、改め確認する動きになったものと考えられる。

以上の宗家国元からの指示をふまえると、藩主義真が国元に細かい指示を送っていたことがわかるわけだが、宗家は今回の幕府の指示を重く受け止めそれに忠実に応えようとしていたことが確認できる。そして、忠実に応えるために、今回の幕府の指示における現地レベルの責任者を長崎奉行と認識して動いた。

(2) 長崎奉行所での確認作業

対馬から長崎へ派遣された津江は前任者の田中所右衛門とともに交代のお礼のために長崎奉行所を十一月二十七日に訪れ、長崎奉行川口源左衛門と対面した。その場面から津江は国元の家老（杉村伊織・樋口左衛門・多田与左衛門・平田直右衛門）へ書き送っている。これが十一月晦日付の「津江左太郎長崎分差越候覚書之写」²¹で、十六条

(①)～(16) からなり、内容は三つに分けられる（紙幅の関係上、史料の全文紹介ができなかったことをお断りする）。

①～④が津江と長崎奉行川口とのやり取り、⑤～⑩までが川口の家老味岡勘兵衛とのやり取り、⑪～⑯は長崎奉行所訪問を経たうえでの津江の考えとなっている。それではまず①～④について確認すると、聞役の交代に伴い津江が長崎奉行所を訪れ、川口にお目通りがなくなったことから、その際、口上で申し上げた内容が記されている。すなわち、藩主宗義真が命じているのは、この度江戸で命じられたのは長崎表が幕府にとって大切な場所であるから、万一変わった異国船などが来航した場合、早速長崎奉行所へご相談をするようにといった内容の書付をいただいた。もしそうした場合の勤めはどうすべきか、そのほか口上の覚書を書き載せている。この通り委しく伺って（宗義真からの）御指図の通り（長崎奉行の）御家老中から御書付を受け取ってくるようにと申し付けた。よろしく御指図を給わってくる旨を義真は命じた、といった内容である（私口上二而申上候ハ、（宗義真）対馬守申付候ハ、今度於江戸表被仰付候ハ長崎表之儀大切之場所候間、万一替たる異国船など参候ハ、早速長崎御奉行所江可遂御相談之旨御書付御渡被下候、若左様之節者勤之儀如何可仕候哉、其外口上之覚書被書載候、右之通委敷奉窺、御差図之通御家老中へ

御書付請取差越候様二と申付候、宜御差図奉給之旨对馬守申付候」①。

川口は宗義真からの御音札に忝いとのお思いを伝えたくて、家来どもへの口上の覚書を詳しく拝見した。このたび江戸で宗義真へ御書付が渡されたという内容の書付は承った。老中から西国大名、長崎近郊に所領を持つ者も御書付を同様に渡されたことを、先頃江戸からの知らせで知った。未だ変わった異国船の参着が起きていないので、あらかじめ何らかの指図をすることは難しい。また対馬に着船の場合も同様のことで、実際起きた時に指図することお聞きした、と記している②。川口の独自の考えなど津江に対して何も示さなかった。この後川口からの返答に応じた津江は、実際異国船の来航があつて何うと言つても対馬は海上の遠方で、そのうえ危険な海で心のままに渡海することはできない。御指図の到来が遅れては大変なことだと思つているので、あらかじめ長崎奉行のお考えを得たいというのが義真のご内意だと申し上げた〔尤至其節可奉窺候得共对州之儀者海上遠方と申、其上難海之儀候得者心儘渡海難仕候、御差図之御到来及遅進候而者大切之御事奉存候、依之兼而对馬守奉得御内意由申上候」③。川口は、仰つてゐることはもつともなことだと理解を示しながら、そうはいつても江戸からあらかじめ命じられてゐることもないため、自分の目で見えない事態に考えを示すことはできない。その時が来たら指図するので、このことを宗義真へ伝えて欲しいと川口が言つて、あとは家来に相談するやうにと伝えた。津江はこれに應じて、その場を退座した④。

このやり取りからわかるのは、宗家は今回の幕府の異国船に関する指示を重く受け止め、長崎は対馬から遠方であり、すぐに長崎奉行の指示を長崎から受けられない地理的制約もあつて、あらかじめ異国船への初動の指示を川口に期待した。しかし川口は、前年に南蛮船の来航を経験したにもかかわらず、これに應えなかった。これは江戸の幕閣が期待した機能を果たしていないことになるが、川口の家老とのやり取りが、つぎの⑤から記される。

長崎奉行家老味岡勘兵衛は、①にあつた覚書を持ち出して回答をはじめた。この覚書は、後の箇条で五カ条の構

成であったことがわかる。覚書は現存しないが【史料四】の内容であったと推測される。味岡はまず、川口が述べたように異国船の来航を目に見えざることであって予め対応を決めておくことはできないと述べ、飯米・水・木等を望んだ場合は、命を維持できる程度に少しは提供しても構わないと回答した⑤。これに津江は、覚書に記されている対馬に異国船などが来て、もし碇を下ろし碇泊した場合に何をどう命じたらよいか申し入れた⑥。これに味岡は、変わった船がほかの地域に着いたことがないので指図できないと述べ、人質を取ることにについては、キリシタンの場合取らないのは尤もであるとし、楫を取りあげ船を入江に引き込んだ後、長崎へ知らせ、指図を受けたならばそれに従うように、と語った⑦。これを受けて津江は、異国船が舵を渡せば入江に引き揚げ長崎へ事態を伝え指図を待つが、楫を渡さなければどうするか。またその間に異国船が出帆の用意に取りかかり、こちらが楫を取りあげようとすれば、異論を言ってくるであろう。その時は討ち取らないのか。こうしたことも指図がなければ大変なことになる。どうすればよいのか、と返した⑧。津江は、現実の初動で判断しかねるケースを具体的に伝え、何かしら判断の根拠になるコメントをどうにか引き出そうと味岡に詰め寄った。

これに味岡は、仰せられたことに考えを寄せません。前任の長崎奉行宮城は常々唐船が他国へ漂着した時の対応に関する考えを幕府に求めたけれども、どういったことであっても指図はなかったと、川口は宮城から伺っている。そのため川口もまさしく考えられないと言った。その後味岡から、宗家から示されたこの覚書を頂いてもよいかと話されたので⑨、これは川口に尋ねるべきこととして義真より命じられた内容のものであるのでお受け取りくださいと申し入れ、津江は田中と共にその場を退出した⑩。

長崎奉行川口とのやり取りと比較して回答を得られた箇所はあるものの、宗家が長崎奉行から期待した内容の回答は結局得られなかった。以下⑪から味岡が二人と接触した上で思慮したことを書き記している。

⑪では、津江の考えだが、川口は不審な異国船が来た場合、その時になって江戸へ対応を伺い、江戸よりの指図

を受け取った後、何れの大名へも何らかの指示を出すことになるだろうと推察している。その根拠は⑫に記されていて、少々のことでも江戸に指図を仰いでいる状況があったからで、この秋から入念になったが、それは五百石の加増が関係しているとみていた（源左衛門様長崎御仕置之次第沙汰仕候ハ、少々之御事ニ而茂江戸表江被得御差図被仰付由ニ御座候、殊当秋役目ニ被入念由ニ而、五百石之御加増御拝領之由ニ御座候）。この加増は希なものであったよう⁽²²⁾で將軍綱吉の側用人を勤めていた牧野成貞と近しい関係にもあったようなので、幕府に従順な姿勢を見せる必要が川口にはあったと推測される。その理由が⑬から掴める。

江戸に戻った長崎奉行宮城監物が「長崎御仕置不宜候故」に職を解かれ、逼塞を命じられた。⁽²³⁾そしてその知らせが十一月廿四日に長崎へ届いていた。この件について長崎で言われているのは、宮城は今年長崎で起きた抜荷で、江戸に伺われずに死罪などを命じた、その後このような処分が下されたと奉行所では御案内があった、こうしたこともあるものだ、との風聞があると国元へ伝えている。

こうした宮城の不首尾があつたので、いよいよ川口へ覚書五ヶ条を伺っても、なかなか指図されることはなかったとみている。殊の外、小さいことであつても大切に江戸へ川口は伺っているようで、他大名の附士（長崎聞役）から町人などの間でも取り沙汰されていると、津江は国元へ伝えた（「監物様右之御首尾故、弥源左衛門様江此方之御覚書五ヶ條奉伺候而茂、中々御差図被成御事ニ而無御座候、殊外少之事ニ而茂大切被成江戸へ御伺被遊候由、何茂附士・町人等之取沙汰御座候」⁽¹⁴⁾）。幕府の宮城への処分は、川口の判断力を萎縮させてしまっていると長崎での見方があり、味岡も同様の見方をしたのである。そして⑮には、「一不依何事唯今之御様躰ニ而若御書付等請取之、又者家老衆令手紙之端ニ茂証拠ニ罷成書付等者、殊外遠慮被仕様子ニ御座候」とあつて証拠になりそうな書付等を残さない慎重な動きもみせていたようである。

五ヶ条への長崎奉行の指図が受けられず心許ないと判断されるならば、長崎奉行大沢左兵衛が長崎へ到着して、

川口と大沢兩人宛に義真が書状を遣わされ、五ヶ条の直札になされないと、なかなかご返答はなされないと考えます、と最後に書いて筆を置いている(16)。

幕府としてはキリスト教伝播への警戒感を持ち長崎奉行所を拠点に九州の諸大名家を統括する意図があった。しかし長崎奉行が独自に何も判断できない機能不全に陥っている現状にあったことが、以上から理解できよう。【史料四】の後半には、長崎で異国船来航時の対応について方々へ問い合わせるようにと家老に命じられた四項目が記述されていた。つぎに津江からの回答を見ていくことにしたい。

(3) 長崎在勤諸大名來の認識と対応

十一月晦日付「津江左太郎長崎分差越候覚書之写」と同日付回答の表題は「承合候覚」²⁴であった。津江佐太郎から国家老の杉村伊織・樋口左衛門・多田与左衛門・平田直右衛門へ送られたもので八ヶ条(①～⑧)からなる(紙幅の関係上、史料の全文紹介ができなかったことをお断りする)。

まず①～④は、黒田家の安見正左衛門から得た情報である。黒田家の領内に異国船が来た場合、警固のために番船を数十艘付け、すぐに長崎奉行所へ知らせて指図を受ける。もし浦や津、或いは航海中に警固から抜け出すようなことがあれば、どうにかその動きを抑えて、それでも出帆した場合は何もしない。このことを長崎奉行所へお知らせ申し上げるように、と命じている(①)。そして、船の押し止めに相手が応じず討ち取ることは問題解決のきっかけにはなるけれども、(幕府もしくは長崎奉行からの)ご指図もないのだから、どうかいろいろなこととして抜け出して動かないようにと(領内には)命じている(②)。

つぎに、今年は黒田光之が長崎御番所を担当しているので、領内が変わった異国船が着いた時は家老達、大組の物頭、そのほか数千人が警固につくはずである。長崎からの指図次第で、異国船を長崎へ召し寄せるのであれば、

その時警固に必要な者たちを残らず長崎へ送る筈である(③)。そして領内から長崎に唐船を送り立届けた際の状況を最後に伝えている。すなわち当春領内に唐船が二艘漂着した。長崎へ送り届ける際には大名分の者一人、物頭數十人、船手奉行をつけ、関船二十四・五艘で唐船一艘を長崎まで送り届けた。これらの費用は唐人ではなく黒田家で負担するように命じられた、といったものだった(④)。国元においては、同年九月九日に幕府から命じられた【史料三】の内容をふまえて領内の警戒を申し付け、藩主光之自身も重ね重ね命じた⁽²⁵⁾。以上の内容は黒田家の独断となろうが、宗家には有益な情報となったことだろう。

つづく⑤は鍋島家のことで、長崎御屋敷番士廉口伊左衛門が対応した。廉口が語ることによると、鍋島家の領内は海に面しているところが少なく、請所はない。内海はあるけれども異国船が来るところはなく、そのため異国船来航時に備えた用意はしていない。鍋島光茂は長崎御番所の役を勤めているけれど、この秋他大名と同様に先の【史料三】を命じられた。当年は鍋島家が当番であるので、まさしく大切なことであると思っていると聞かされた。これ以外に変わることがないと津江は報告している。

⑥⑦は細川家で、長崎屋敷番士杉原儀左衛門が対応した。杉原によると、細川家領内の海で請所はなく、天草に海はあるが島原の松平忠房の領内である。その外は内海であるから異国船の来るところはない、とのことだった(⑥)。杉原からは、この秋に藩主綱利が老中大久保忠朝宅に呼ばれ、【史料三】を渡され、その際に領内でいつもキリシタンのもの数百人が見つかるので、領内の支配、宗旨の吟味に念を入れるよう指示を受けた。殊に長崎に関する内容の書付を受け取ったから、他家の長崎附士(聞役)に問い合わせようと思ったけれども、今は諸大名の附士が国元に戻っているのので、来春問い合わせると語った(⑦)。鍋島家同様、細川家も幕府の指示をすずに伝わっていたが、領内でキリシタンの発覚が続き、老中から特に領国支配に力を入れることを念押されていた。個別でこうした指示を老中に受ける立場だったからこそ、関係諸大名への照合も考えられたのであろう。他大名家と同様、幕府

の指示に実直に取り組まざるをえない立場に細川家はおかれていたと言えよう。

津江にとって、細川家から諸大名の附士が国元に戻っていたことから照合を来春に行おうと考えていた、との回答は、自分が課せられた任務の限界を意味する。そのために最後の条文に状況を「一長崎江唯今被居候附士右衛門佐

(綱島光茂)

(細川綱利)

様・丹後守様・越中守様三家にしては居不申候故難承合御座候、来春夏なくては委細難知御座候」(8)と記してい

(26)

る。すなわち、十一月には黒田家、鍋島家、細川家、そして宗家以外は長崎に滞在する家臣はおらず、来春夏でない⁽²⁶⁾と他家の情報は入手できない、と国元へ知らせた。これは大名家にとって長崎が通年で重要な都市として認識されていなかった証となる。つまり、オランダ船来航時のみ聞役が長崎滞在ということは、大抵の大名家が長崎を貿易都市としてしか認識しておらず、長崎聞役の寄合はこうした状況下に通年で催されていなかったはずで、これは長崎が政治都市化していなかったことを意味していると考えられよう。

第三章 異国船漂着にみる長崎奉行と大名家

(1) 二隻の異国船

貞享三年に幕府が異国船への警戒を九州の大名家に命じた翌年、二隻の異国船問題が生じた。一隻が琉球、もう一隻が紀州で発見された。以下、長崎奉行と大名家を実際どう異国船問題に対処したのか確認する。

まず琉球で発見された異国船は、おそらく島津家から長崎奉行へ送られた「琉球之内勝連と申在所之沖濱嶋と申小嶋ニ、当年四月異国船壹艘漂着、則出船仕候覚」⁽²⁷⁾の写から確認できる。これによると、貞享四年(一六八七)四月十一日、琉球の勝連沖に位置する濱島近くで異国船は碇を下ろして漂着していた。辺りの者が小船を出して確認したところ、日本船でいうと十二・三端帆ほどの大きさで、十人程が乗船していた。鉄炮・弓・鎗などを搭載して

いたが兵船ではなく、乗船者にどこの国の船か尋ねても言葉も文字も通じなかった。船はオランダ船に似たもので、乗船者は清で見かけたオランダ人が連れている下僕に似ており、この船がオランダ船の可能性があると判断した。このことは勝連物主が那覇に飛脚を送り、鹿児島から那覇に派遣されていた在番が知らせを受けて勝連へ向かった。この間、異国船が出船する様子に見えたことから小船を出して止めようと試みるも、波が高く近づくことがなかった。異国船はこの様子を見て碇をあげて寅の方（東北）へ向けて出船した。その後琉球内でも浦々で異国船の警戒にあたらせたが変わったことは起きなかった。

一方紀州の件は、同年八月八日紀州浦に漂着した異国船だった。紀州藩は警固の船を派遣して対応にあたった。同月二十八日に警固船をつけて長崎へ向けて出航した。⁽²⁸⁾乗組員の生存者は三人だったが、播州室津で一人、筑前相島で一人死亡した。そのため遺体を塩詰めして長崎へ送った。十一月六日に長崎へ着き、船は長崎港内に入れ番船をつけた。翌日生き残った一人が長崎奉行所へ引き渡され、長崎奉行所でオランダ通詞を介して尋問した。

薩摩藩の長崎開役市来次左衛門が国元へ送った十一月十日付の口上之覚⁽²⁹⁾によると、まず船は呂宋の「かへつた」の者で十一人が乗船していた。同船は同年三月二十二日に「かへつた」から同国内「はがしな」へ米を買いに向かったところ海上で遭難して日本に漂着した。十一人のうち船頭を含む八人は食糧が尽きて餓死し、先ほど述べたように日本国内で二人の命が潰えた。生き残ったものの名前は「如安」、二十二歳で水主だった。

一見この二件に関係がないように見えるが、関係を疑った者がいた。その人物の一人とは長崎奉行川口宗恒である。

(2) 長崎奉行の疑念と島津家の不安

島津家の長崎開役市来次左衛門が同年十一月十日付で国元へ送った「覚」⁽³⁰⁾には、「一源左衛門様今私江分而被仰聞候ハ、先比御領内江漂着候異国船之絵図ニ、此節之船能似候ニ付、通事を以別ニ何方へも碇を入候處ハ無之哉と御

尋被成候」とある。つまり、川口は御領内（島津家領内）に漂着した異国船の絵図（31）が、今回紀州に漂着した船と似ていると考えた。如安はキリストの磔刑十字架ネックス（32）を身につけていたし、前年に幕府からキシタン潜入への警戒を命じられていたことも頭によぎったであろう。琉球を島津家領内と認識していた長崎奉行の琉球認識に關しては改めて検討する必要はあるが、紀州漂着迄の経緯を如安に確認した。この問いに如安は、「呂宋出船以後紀州外江碇を入候處、曾而無御座」と答えている。従って島津家と今回の紀州漂着船とは無関係であることが証明された。

実はこの件、島津家側でも気にかけていた。この点が、琉球で異国船が漂着していたことを長崎奉行に知らせた長崎奉行宛の「覚書」写と、この件で新納久辰が得た情報をまとめた「御覚」を三司官へ送る際の十月十四日付「覚」（33）で掴める。

それによると、最初に琉球から伝えられた情報のままでは、琉球が残念なこと、つまり異国船対応の不備を咎められる。そのため長崎奉行に相談して改めて報告を差し戻し「御覚書」を整えて再度使者を長崎へ派遣した。その結果、長崎奉行に口だしされないで済むことになり、よい結果となった。改めて長崎奉行へ提出した内容で変更のあった箇所を確認して辻褄の合うようにしておくように琉球方へ伝えている（「一最前従琉球被申上候趣二而ハ、琉球方無念ニ罷成儀候故、御相談候て御取直被成、御覚書御調以輕使長崎へ被為仰越候處ニ、無御口能相濟幸之儀候、右覚書之内各より被申上候筋ニ相替候所、得と被致拜見落着被仕可然候」）。長崎奉行と島津家の間で、実際の異国船対応を隠蔽して報告の改竄を怠っていたことになるが、それが琉球をも巻き込んだもので巧妙な手口であったと言えよう。長崎奉行川口も、特段島津家を咎めることなく指図しているところを見ると、事なかれで大名家と辻褄を合わせるのが常態化していた可能性もある。

こうしたなか、島津家は長崎奉行経験者である大目付河野通定につきの「覚」（34）を送っている。

【史料五】

覚

- ① 一漂着船之儀ハ前々より被仰渡置候通可有覚悟事、
- ② 一当五月参候船ハ漂着共難申候、ケ様成船ハ陸地ニ警固申付置、通船候ハ、其通勝手之儀ニ候、於長崎御奉行衆被仰候も琉球ハ被成了簡候ニ、諸国往還之筋ニ而可有之候、然時ハケ様成船ハいかほとも漂流いたすへき事ニ候へハ、何之子細も無之儀ニ而、無構可罷免在之處ニ、小船を出し得と見分候而、米・薪等遣候程之儀ニ候へハ、留不申候而不叶儀ニ候、ケ様成何之子細も無之船を留置候へ者、此方ニも御厄害、第一国司様御不候旨為被仰之由候、右之通何之御用も無之船之儀子細らしく申上候へハ、長崎御奉行之前ニ而被差捨候儀も難成、江戸へ被仰上事候、左様ニ候へハ以外御氣苦勞ニ罷成候ニ付、肝要ならざる儀ハ不申上方御勝手之様ニ見及候由、長崎御附人分申来候事、
- ③ 一此節之漂着船ニ新納武左衛門中途まで成共可罷出儀ニ候處無其儀候、別而不宜存候、先年はた国之船あハ嶋江漂着之時分ハ追付致出船候、此度之儀ハ四五日罷在候處、差越不被申儀近比大方成儀ニ候、在命ニ候ハ、御答目も可有之儀ニ候へ共死去故其通ニ而候、三司官衆も向後ケ様之時分ハ異国奉行召列其所江差越差図被申可然候事、
- ④ 一此節之儀右之異国船ニ各乗候て見分候、是程迄緩々と仕、其俣帰帆いたさせ候儀ハ大方成儀ニ候、向後ハ右之通ニ乗候而船中改候ほと之儀ニ候ハ、留置可被申上候、尤異国船御当地へ被差上候而可有之候、左候ハ、警固ニ琉球衆并在番之付衆之内一人被相附候而可有之候、右ニも如申候差而御用無之船之儀ハ、殊外御六ヶ敷儀ニ候間、構不申帰帆させ候儀可然様ニ存候事、
- ⑤ 一右之通得と船中見分候而、無口能帰帆候とハ難申、早速致出船候様ニ長崎へハ申上候事、

⑥ 一当八月紀伊国へ異国船漂着候、何方へかの年貢船帰帆之時分遇難風漂着之由候、船ハ長十二間半、横四間、帆ハ八方帆、人数十人乗申候、七人ハ死三人生残候、鉄炮五挺・弓一張船中ニ有之由、然時ハ琉球へ漂着之船ニ為指不替様ニ存候、琉球へ帰帆之刻、卯之方ニ乗候由候へ者、紀伊国へ參候儀ニ而も可有之哉と存候、乍然五月より八月迄之飯米有之間敷候へハ、三人も生残筈ニ而無之候、頃日如長崎為付送遣由候、自然御尋候而琉球ニて米なととらせ候儀、其外有体申候ハ、相違ニ可罷成哉と別而氣遣ニ存候、ケ様ニ日本之内ニ漂着可仕とハ、前方何れも存寄有間敷候處、右之通ニ御座候、琉球へ參候船ニ而無之候へハ幸之儀ニ候、船路ハ難計儀ニ候へハ、弥以被人念候様ニ申達度候事、

右大抵如此ニ候、兼々心得ニも可成候間、此趣を以得と可被申越候、尤其方まで内意ニ候へハ、急度被仰渡候儀と不被存様ニ可申越候、以上、

朱力半
貞享四年

卯十月十五日

新 又左衛門

河野伊右衛門殿
(通定)

② からは琉球の濱島沖に投錨していた船について、島津家が認識する「漂着」に合致する事例であると判断を難しく感じていたことがわかる。つまり、船を発見すると陸地に警固を命じる。船が通航する場合はそのままにする。長崎奉行衆が仰っている琉球の考えも、諸国の船が往来するところである。そのような時は、このような船はいくらでも漂流するので、どんなことも差し支えなく、何等対応する必要はない。しかし、小船を出して船の様子を伺い、米・薪等の提供などすると船を止めないわけにはいかない。こうした様子もない船を意味なく止めたならばこの方にも厄害となる。長崎奉行としても見過ごすこともできず、江戸へ報告をあげざるをえない。重要でないことはお知らせしない方が都合の良いように見える、と国元は長崎御附人（聞役）から報告を受けている。以上をふま

えると、異国船であれ、止まらない限り大事にいたらないとの認識で長崎奉行と島津家は理解していた。

しかし③をみると、在番の新納武左衛門は、本来途中まで出向く必要があったにもかかわらず出向かなかった。この人物は死去したようで存命であったならば何らかの処罰がされたであろうとの認識であった。

④をみると、今回のケース、乗船して見分までしていながら帰帆させたのはどんな対応である。今後は乗船して船中の改めなど行った場合は船を留め置くことにする。一方、大した用もない船の場合、対応がことのほか難しいので、構うことなく帰帆させてよいと考えている。船との接触、船中の検分をした場合は長崎奉行所へ報告する、としている(⑤)。

以上は、この年琉球で異国船が発見された際の対応の検証をふまえ、今後の基本的な指針をまとめた内容といえる。その中でもポイントは、島津家が今回の琉球での対応に不備があったと認識している点であり、これを大目付に伝えたところに、ある意味情報操作はしたものの隠蔽しているわけではないといった保険をかけたともみることができる。では何故島津家は琉球での漂着船対応を河野へ伝えたのか、それは紀州沖での異国船漂着情報を得たからだった。

⑥がその内容である。第一節で紹介したように紀州漂着異国船の生存者三人のうち二人が長崎に着く前に命を落とした。この情報が伝わっていないなかで「覚」が作成されたことがわかる。この情報の異国船の様子、そして琉球で漂着した場所から卯の方角(北東)に航海すれば紀州に辿り着く可能性があるとして、島津家では、琉球で発見した異国船が紀州に漂着したのではないかと不安視した。琉球で異国船が発見された五月から紀州に漂着した八月に至る期間食料が潰えたら三人も生存などありえないとも考えられるが、頃日船は長崎に移送すると聞いており、その際に異国人が琉球で米などの食料を提供されたり、そのほか実際にあったことを述べたりするのではないかと心配である。琉球から離れた船が日本へ漂着するとはこれまで聞いたことがないのに、現在の状況である。島

津は、琉球での異国船対応に不備があったと認識しており、さらに長崎奉行との間で対応を隠蔽した（琉球とも情報共有）。これが紀州に漂着した異国人によって発覚することを恐れていた。だからこそ「琉球へ参候船二而無之候へハ幸之儀二候」と、紀州の漂着船が琉球で発見された異国船でないことを願ったのである。

以上から、島津家が紀州の一件に一抹の不安を感じていたことが知れるが、如安の口述で島津家の不安が払拭されたことは先に述べたとおりである。⁹⁵

おわりに

本稿で明らかになったのは、つぎの通りである。

①幕府は貞享三年八月二十二日付でキリシタンへの警戒と異国船対応の拠点が長崎であることの確認を九州の大名家に命じた。これまでこの命令の背景は明らかでなかったが、唐一統によって清から朝鮮を経て日本にキリシタンが渡ってくることが想定され、これへの警戒が要因であった。

②大名家は長崎奉行の立場を理解し、大名家のなかには宗家のように現地レベルの対応確認を改めて行う必要性を感じる存在もあった。しかしこれに応じるべき立場にある長崎奉行は独自の判断に躊躇し、主体的に動けなかった。家老の応対も奉行の発言を越えるものではなく、苦慮した様子が伺える。この背景には、宮城の解職があった幕府に従順な姿勢をとらなければならぬからで、従来の研究ではこうした状況が知られていなかった。幕府の立場に立つと、警戒意識の高まりから現場レベルの対応に長崎奉行へ期待したものの萎縮しており、幕府の示したシステムが機能不全とも言える状況だった。

③長崎には諸大名家の聞役が駐在した。しかしその派遣は大抵オランダ船来航時であった。季節関係なく異国船の

来航が長崎でみられた時期のように一年を通じて長崎で情報収集せざるを得ない状況にはなかつた。⁽³⁶⁾すなわち、長崎は大名家にとって常時政治機能を持った都市として重要視されていなかつた。そのため、広域的に複数の大名家が対外政策を担う場合、今回のように大名家間での調整を常時長崎で行えなかつたのである。

④この状況下、異国船漂着への対応は、長崎奉行と大名家との間だけで処理することができるところもあつた。その際には、報告の書き換えまでも行われ、その内容を関係者間で共有していた。隠蔽発覚時を想定しての動きであつたことは容易に想像できる。以上をふまえると、長崎奉行は単なる江戸で決まつた政策の代弁者、実行者といつた側面だけではなく大名家に対して自己判断で動く政治機能を持ち合わせていたことになり、幕府に咎められかねない判断をも大名家に対して行つていた。この点は、幕府の立場に立つと対外政策実現の構造的課題だつたと言えよう。

③④をふまえて指摘しておきたいのは、長崎奉行の政治機能が長崎の都市機能とまでには至つていなかつたことである。対象とした時期は、各大名家が長崎開港を介して情報の共有化を図り、長崎から広く情報が拡散する近世後期以降とは明らかに異なる状況だつた。従来の研究では以外にも注目されてこなかつたが、長崎奉行と大名家の関係を理解しないことには、対外政策における幕藩関係がわからないのは明らかで、この点の解明を今後進めていく必要があるろう。

注

- (1) 松尾晋一「長崎御番」と幕藩関係——綱吉政権期を中心に——〔『日本史研究』七〇三号、二〇二一年〕。背景としては、同「幕府対外政策と東アジア再編——異国船問題の政策継承——」〔『歴史学研究』増刊号、九二四号、二〇一四年〕を参照されたい。

- (2) 「御内證向御書物控」(大韓民国国史編纂委員会蔵、記録類五二五七)。
- (3) 山本博文「日本の沿海防備体制と朝鮮」(『歴史評論』五一六号、一九九三年(後に同『鎖国と海禁の時代』校倉書房、一九九五年)に収載)。
- (4) 「天和四甲子年二月二十一日 元禄三庚午年 朝鮮江被遣御書翰和文控」(大韓民国国史編纂委員会蔵、記録類四七二二)。
- (5) 「長崎御役所留 中」(国立公文書館蔵一八一〇—一三)。
- (6) 幕府にとって今回の件では、宗家が特に気に掛かっていた。そのため老中阿部正武が宗義真を私邸に呼び出して直接伝えている(『貞享三年九月二日阿部正武後守殿御宅へ被召寄候時之覚書』前掲『御内證向御書物控』)。
- (7) 九月七日に福岡に届いている(『新訂黒田家譜』二卷、文献出版、一九八二年、四八九・四九〇頁)。
- (8) ここに記されている差出に側用人牧野を加えた貞享三年八月廿一日付島津光久宛を確認できる(大久保忠朝外三名幕府老中連署奉書『鹿兒島県史料 旧記雑録追録二』鹿兒島県、一九七二年、二〇一〇)。五島家も同様で、写しが「華蛮要言」(長崎歴史文化博物館収蔵、青方一七 三八—)に記載されていて、島原松平家は、「寛文九己酉從丹波福知山肥前島原江忠房公御得替以来長崎御用御書付類并奉書向其外伺書等之写」(本光寺常盤資料館蔵、一五一〇)に写しが記載され、同年九月二十一日付の老中への返書があり、同月十一日に国元で受け取ったものと考えられる。
- (9) 『九葉実録 第一冊』(大村史談会、一九九四年) 八四頁。
- (10) 山本博文「寛文期の対外政策とキリシタン認識」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館、一九九五年。後に前掲『鎖国と海禁の時代』に収載)。
- (11) 慶安元年二月廿六日付老中奉書『通航一覽 第八』四五七頁。
- (12) 「長崎野沢作之右衛門飛脚差越候、監物殿より惣聞次之者被召出被仰聞候ハ、於江戸大沢左兵衛殿長崎奉行ニ被仰付、当暮歟、来春御越之筈、長崎御両人宛御勤被成候筈ニ被仰出候可得其意候由被 仰渡候」(『島原藩日記 卷三(貞享)』島原市教育委員会、二〇一一年、貞享三年九月九日条)。
- (13) 「長崎へ御飛脚被遣候監物殿へ夜前江戸より御奉書参候、吉利支丹宗門近年出不申候、弥無油断可相改之旨、長崎御奉行所可被仰合之旨申来候付監物殿へ御書被遣候」(前掲『島原藩日記 卷三(貞享)』貞享三年九月十日条)。
- (14) 添田仁「長崎番方地役人と正徳新例——浪人から御役所附へ——」(『九州史学』第一四七号、九州史学研究會、二〇〇

- (7年)。奉行の「与力・同心の支配強化・警備力の強化をはかった」（『長崎県史 対外交渉編』〈吉川弘文館、一九八五年〉三九五頁）と理解されているが、このタイミングの理由が不明であったが本文で述べている通りである。
- (15) 臨時に派遣されたわけではなく「長崎御代官」の定期的な交代であった。
- (16) 「貞享三年丙寅年 津江左太郎長崎役目中被仰付候御用向并従彼地申越候書状之写」（大韓民国国史編纂委員会蔵、記録類五二五九）。
- (17) 寛文十三年（一六七三）のリターン号事件に関係する資料には、「御代官方」より連絡が届いたとある。また天和三年の事例として、「長崎表御代官高崎七左衛門為代斎藤羽右衛門被差越之刻、両御奉行之御家老并町年寄、付り、末次七郎兵衛・同甚太郎方へ年寄中より為付届書状差添」などの記述がある（「長崎御届帳」一「長崎県立対馬歴史研究センター蔵、宗家文庫記録類Ⅲ39長崎1」）。「長崎代官」交代の際には、長崎奉行の家老と町年寄へ付け届けと交代を伝える書状を送っていたが、これは彼らとの関係を宗家が重要視していたことを裏付けている。
- (18) 「長崎役」と称する時期は、貞享三年の田中所右衛門からとする説もある（岡本健一郎「唐船対応をめぐる長崎聞役の役割」〈『長崎歴史文化博物館研究紀要』第五号、二〇一一年〉）。
- (19) 前掲岡本健一郎「唐船対応をめぐる長崎聞役の役割」。
- (20) 拙著『江戸幕府の対外政策と沿岸警備』（校倉書房、二〇一〇年）第六章。
- (21) 前掲「貞享三年丙寅年 津江左太郎長崎役目中被仰付候御用向并従彼地申越候書状之写」。
- (22) 鈴木康子「長崎奉行の研究」（思文閣出版、二〇〇七年）。
- (23) 詳細は、前掲鈴木康子「長崎奉行の研究」を参照されたい。
- (24) 前掲「貞享三年丙寅年 津江左太郎長崎役目中被仰付候御用向并従彼地申越候書状之写」。
- (25) 前掲『新訂黒田家譜』二巻、四九〇頁。
- (26) 確認できる事例として、島原松平家の野沢作之右衛門は、オランダ船帰帆後の十月五日に長崎を發ち、翌日島原に帰着した。ただし、松平家と長崎奉行所との仲介役がいなくなったわけではなく、御用達の存在はあった。世古徳兵衛から知らせは確認できる（貞享三年十月六日条・十月二十六日条・十一月二日条ほか〈前掲『島原藩日記 卷三（貞享）』〉）。十一月三日条に「長崎二相詰候世古徳兵衛代菅沼文五郎被 仰付、冬中二可被遣之旨、左様二相心得候様二

綱吉政権による異国船対応策と幕藩関係

相心得候様二星野藤右衛門被申渡候事」。長崎御宿徳岡五右衛門（御用達力）。

(27) 前掲『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』二〇七六。

(28) 「寛宝日記」には、「一右同卯十一月六日、紀州江漂着仕候呂宋船、引船二而長崎江御送届被成候、生残之黒坊寺人御座候、口御聞被成、先籠屋御入置被成候、紀州様より早船余多ニ而、侍衆頭式人上下式百人余ニ而送り参候、其後右黒坊も相果申候、船ハ解船ニ被成候事」と記されていて、物々しい警備態勢であったことがわかる（『寛宝日記と犯科帳』（長崎文献社、一九七七年）二九八頁）。「紀州分の異国船警固衆」から御物頭九鬼四郎兵衛以下長崎を訪れた者たちを知ることができる（『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』（鹿兒島県、一九七一年）二〇九二）。

(29) 十一月十日「市来次左衛門覚書」前掲『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』二〇九一。

(30) 十一月十日「市来次左衛門覚書」前掲『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』二〇九二。

(31) 長崎歴史文化博物館所蔵の「琉球之内異国船乗来筋ノ図」（B）3 142-1 が、これに該当する可能性がある。

(32) 「切支丹之本尊をかけ数珠何れも八寸柱をかねニ而仕、数珠之先ニ相付有之」（前掲『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』二〇九一）。

(33) 十月十四日「新納久辰申渡書」前掲『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』二〇八七。

(34) 十月十五日「新納久了申渡書」前掲『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』二〇八九。

(35) 十一月廿三日付の河野為右衛門宛「新納久了達書」（前掲『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』二〇九五）に「紀州江漂着之異国船長崎江被相送候、先比琉球分被申上候絵図ニ右之船能似候ニ付、御尋候へハ、紀州分外何方へ茂碇を入不申上候旨、御奉行衆分市来次左衛門江被仰聞候、此儀念遣之處ニ無口能相済致安堵候、為心得書付写遣候、玉城親方へ茂此旨御申達有へく候」とある。

(36) 山本博文『長崎開役日記——幕末情報戦争』（筑摩書房、一九九九年）。

〔付記〕 本稿は、JSPS科研費22K00901・23H00012による成果の一部である。